

障害者施設における 防災計画作成指針の改定について

2026年2月12日

石川県健康福祉部障害保健福祉課

<議題>

1. 第2回委員会でのご意見について
2. 指針に対するパブコメについて
3. 審議、意見交換
4. 事務局からの連絡事項

<議題>

1. 第2回委員会でのご意見について
2. 指針に対するパブコメについて
3. 審議、意見交換
4. 事務局からの連絡事項

1. 第2回委員会 (R7.11.28) 意見の反映①

第2章 平時の災害対策

※下線部は追記した箇所

第2回委員会意見	指針に反映した箇所	頁数
<p>災害発生時に、必要な支援を素早く受けるために、被害状況を把握できる代替責任者を複数設定しておくとよい。</p>	<p>3 体制整備と通信手段の複数化 (1) 命令・指揮系統の整備 (中略) <u>また、重要な役割を担う者が不在で、連絡がつかない場合などに備え、権限委譲や代行者及び代行順位 (第3位程度まで) も定めるようにしましょう。</u> 追記</p>	15
<p>災害時情報共有システムへの被害状況の入力が、速やかな物資等の支援につながることを記載した方がよい。</p>	<p>(5) 連絡体制の整備と通信手段の複数化 (中略) ③災害時情報共有システムの活用 <u>災害時に正確な被災状況の把握と支援要請を迅速に行うため、国の災害時情報共有システムへ早期に入力できる体制を整備すること。</u> 追記</p>	17

1. 第2回委員会 (R7.11.28) 意見の反映②

第2章 平時の災害対策

※下線部は追記した箇所

第2回委員会意見	指針に反映した箇所	頁数
<p>平時から、施設運営に必要な電気・水の使用量や、各設備の稼働に必要な電力などを把握しておくと、災害発生時に優先順位を付けることに役立つと考えられる。</p>	<p>4 施設・設備・ライフライン対策 (2) ライフラインの確保 ①電気が止まった場合の対策 (中略) その他、以下の対策についても実施を検討 ・<u>優先順位が高い設備の平時における消費電力量の確認</u> ・<u>確保した燃料による自家発電機の稼働時間の把握</u> 追記</p> <p>③水道が止まった場合の対策 (中略) ・<u>平時における飲料水や生活用水、事業継続に必要な設備の使用量を確認</u> 追記</p>	<p>23 24</p>
<p>二次災害の一つとして通電火災への注意に関する記載を盛り込む必要がある。</p>	<p>(3) 火気・危険物・電気設備の管理 (中略) ⑥<u>停電復旧時の通電火災などを防ぐため、感震ブレーカー設置の検討</u> 追記</p>	<p>24</p>

1. 第2回委員会 (R7.11.28) 意見の反映③

第2章 平時の災害対策

※下線部は追記した箇所

第2回委員会意見	指針に反映した箇所	頁数
<p>ローリングストックについては、参考となる事例も示せるとよい。</p>	<p>5 備蓄・物資管理 (1) 備蓄計画の方針 備蓄管理はローリングストック方式を採用することで、長期間保存が難しい食品等についても備蓄を行うことが可能となります。<u>ローリングストックとは普段から少し多めに買い置きし、食べたものを買っていき</u> <u>という備蓄方法です。</u> 追記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>参考 2-15 ローリングストック</u> 追記</p> <p><u>メリット</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>食材の賞味期限が切れて廃棄するという失敗が少ない。</u> ・ <u>賞味期限直前に急いで非常食を食べて入れ替えるといった負担がない。</u> ・ <u>災害時にも普段から食べ慣れているものが食卓にならび、安心感が生まれる。</u> <p style="text-align: center;"><u>(出典：石川県地震被害想定調査結果 (令和7年5月公表))</u></p> </div>	<p>25</p>

1. 第2回委員会 (R7.11.28) 意見の反映④

第2章 平時の災害対策

※下線部は追記した箇所

第2回委員会意見	指針に反映した箇所	頁数
<p>入居者等の生活に必要な物資は、 平時からリスト化しておくと、災害時の 円滑な受援につながりやすい。</p>	<p>5 備蓄・物資管理 (4) 調達・補充体制 <u>災害時に必要な物資を確保するため、次の事項を平時から準備しておくことが望ましいです。</u> ①<u>備蓄量を把握し、追加要請が必要となるタイミングをあらかじめ想定しておく。</u> ②<u>普段使用している物資（品目・サイズ等）をまとめた「欲しいものリスト」を作成し、要請時に数量を追記して提出できるようにしておく。</u> ③<u>行政への支援要請方法（連絡先や災害時情報共有システムの利用手順）を把握しておくほか、各種別協議会や近隣施設とも協力できる体制を確認しておく。</u></p> <p style="text-align: right;">追記</p>	<p>26</p>

1. 第2回委員会 (R7.11.28) 意見の反映⑤

第2章 平時の災害対策

※下線部は追記した箇所

第2回委員会意見	指針に反映した箇所	頁数
<p>災害発生から3日間、あるいは1週間に実施すべきことを整理したタイムラインがあると良い。</p>	<p>6 優先業務と再開目標時間 (3) 被災想定と再開目標目安 <u>災害時には、被害の程度に応じて業務の再開目標時間及びどの程度復旧させるかを設定することが重要です。再開目標は、入居者の生命・安全を最優先にするとともに、限られた資源を有効に活用するための指針となります。</u> <u>再開するにあたっては、どの水準まで業務を復旧するかについても検討します。例えば、業務の一部のみ再開する、対象者を絞り込む等、最低限必要な業務について検討します。</u></p> <p style="text-align: right;">追記</p>	30
	<p>※参考資料として、群馬県社協鈴木委員よりいただいた、発災後から1か月まで時系列に応じた優先業務の目安資料を掲載</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> <p>参考 2-18 優先業務の実施時期の目安</p> </div> <p style="text-align: right;">追記</p>	31 32

1. 第2回委員会 (R7.11.28) 意見の反映⑥

第2章 平時の災害対策

※下線部は追記した箇所

第2回委員会意見	指針に反映した箇所	頁数
<p>建物被害により施設から避難することも想定し、サービスを継続または休止から再開する際の場所の検討や、職員・入居者等の人数に応じて提供可能なサービス等を記載した事業計画を作成しておくことは重要</p>	<p>6 優先業務と再開目標時間 (3) 被災想定と再開目標目安</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>ひとくちメモ 追記</p> <p><u>代替施設の検討</u></p> <p><u>建物被害により、施設利用が継続できないことを想定し、代替施設での操業を検討することも事業継続においては有効である。</u></p> <p><u>サービス停止に伴う事業収益の減収の把握及び再開計画の検討</u></p> <p><u>併設する通所事業所等のサービスを停止すると事業収益が減少する。災害時に予めどの程度減算するのか把握し、経営への影響を意識した上で、災害対策や再開計画を検討しておくことも重要である。</u></p> </div>	34

1. 第2回委員会 (R7.11.28) 意見の反映⑦

第2章 平時の災害対策

※下線部は追記した箇所

第2回委員会意見	指針に反映した箇所	頁数
<p>災害時に応援職員派遣を要請できる連携先の例示があるとよい。</p>	<p>8 応援職員の受入れ体制 (1) 受入れ環境の整備 (中略) <u>応援要請先の確保：災害時協定締結事業所、各種別協議会、県社協、県・市町（災害時情報共有システム）、NPO、ボランティア団体等への連絡手段の確保、要請内容を事前に検討</u></p> <p>追記</p>	41
<p>通所サービス等、ご家族への引き渡しが困難になった場合の対応も検討しておく。</p>	<p>10 家族等への引き渡しの準備 (2) 引き渡し方法の確認 (中略) <u>災害時には家族に連絡が取れないなど、すぐに引き渡せない状況も生じます。特に併設する通所事業所の運営中の場合には、入居者等をしばらく施設で保護する必要があり、そのための対策も必要となります。</u></p> <p>追記</p>	43

1. 第2回委員会 (R7.11.28) 意見の反映⑧

第2章 平時の災害対策

※下線部は追記した箇所

第2回委員会意見	指針に反映した箇所	頁数
<p>・平時から、地域の他の施設等と顔の見える関係（可能であれば協定も）を構築しておく、迅速な受援につながりやすい。</p> <p>・水害のように局地的な被害が出る災害時には地域内での連携が、地震など広域的に被害を受ける場合は自治体を跨いだ広域連携が重要になるなど、複数の災害を想定し重層的な連携の構築がかなり重要になる。</p>	<p>1 2 地域の関係機関や住民等との協力体制の構築 (2) 地域への協力要請 災害時に円滑な支援が受けられるよう、日頃から地域とのつながりを大切にしましょう。 地元の自主防災組織や町内会、ボランティア団体等、<u>相談支援専門員、他の障害者施設、高齢者施設、児童福祉施設などと、各組織や施設が持つ資源（人員体制、設備、車両、備蓄物資など）を共有し、災害時にどのような協力ができるかを話し合い、理解を深めておくことが望ましいです。</u> 追記</p>	47

1. 第2回委員会 (R7.11.28) 意見の反映⑨

第3章 災害発生時の対応

※下線部は追記した箇所

第2回委員会意見	指針に反映した箇所	頁数
<p>通所事業所についても、BCP策定のポイントなどを記載できるとよい。</p>	<p>1 BCPの発動と重要業務の継続 (10) サービス固有事項</p> <p>① 通所サービスにおけるBCP策定について 追記 <u>【平時からの対応】(省略)</u> <u>【災害が予想される場合の対応】(〃)</u> <u>【災害発生時の対応】(〃)</u></p> <p>② 訪問サービスにおけるBCP策定について 追記 ※①通所サービス同様に記載</p>	<p>51 52</p>
<p>業務継続の検討において、就労継続支援事業所については、利用者の安全確保に加え、利用者の雇用継続の観点も考えておく必要がある。</p>	<p>ひとくちメモ 就労継続支援 追記 <u>就労継続支援事業所については、業務継続の検討にあたって、利用者の安全確保とともに、利用者の雇用継続の観点から、生産活動の継続・再開、代替作業等についても検討する必要がある。</u></p>	<p>53</p>

1. 第2回委員会 (R7.11.28) 意見の反映⑩

第5章 福祉避難所としての対応

※下線部は追記した箇所

第2回委員会意見	指針に反映した箇所	頁数
<p>福祉避難所の指定を受けている施設は、所在の市町に加え、民生委員など要配慮者の支援を行っている方と情報連携しておく、円滑な避難につながりやすい。</p>	<p>第5章 福祉避難所としての対応 (中略) <u>地域の要配慮者は災害時の避難に関して、個別避難計画に基づき、福祉避難所への避難を行うため、福祉避難所では、平時から市町などと協議の上で受入体制を整備します。また、発災時には、一般の避難所などに避難した要支援者を受け入れる必要があるため、市町などと迅速に連携できる体制を整備してください。</u></p> <p style="text-align: right;">追記</p>	79

<議題>

1. 第2回委員会でのご意見について
2. 指針に対するパブコメについて
3. 審議、意見交換
4. 事務局からの連絡事項

2. 指針に対するパブコメについて

(1) パブリックコメント実施概要

- ① 募集期間：令和8年1月7日（水）～1月27日（火）
- ② 募集方法：メール、FAX、郵送 にて専用フォームによる提出を受付
- ③ 公表方法：県HP、各窓口（長寿社会課、障害保健福祉課、少子化対策監室、など）

(2) 募集結果

高齢者、障害者の指針（案）に寄せられたご意見：1件

ご意見の概要
<ul style="list-style-type: none">・ 災害発生時の電力供給策として、風力等の「再生可能エネルギー発電設備」や、「蓄電池」について併記してはどうか・ 実証実験中の水循環システムや、井戸の活用など備蓄以外の水の確保策について記載してはどうか

2. 指針に対するパブコメについて 指針案への反映

寄せられたご意見を踏まえ、「施設設備のライフライン対策」の項目に追記

第2章 平時の災害対策

ご意見の概要	指針に反映した内容	頁数
<p>災害発生時の電力供給策として、風力等の「再生可能エネルギー発電設備」や、「蓄電池」について併記してはどうか</p>	<p>4 施設・設備・ライフライン対策 (2) ライフラインの確保 ①電気が止まった場合の対策 自家発電機がない場合：乾電池・手動機器、車両バッテリー、蓄電池、太陽光発電などの活用を検討（以下、略） 追記</p>	23
<p>実証実験中の水循環システムや、井戸の活用など備蓄以外の水の確保策について記載してはどうか</p>	<p>③ 水道が止まった場合の対策 (中略) ・井戸や雨水貯留設備など、水道以外の水の確保対策の検討 追記</p>	24

<議題>

1. 第2回委員会でのご意見について
2. 指針に対するパブコメについて
3. 審議、意見交換
4. 事務局からの連絡事項

<議題>

1. 第2回委員会でのご意見について
2. 指針に対するパブコメについて
3. 審議、意見交換
4. 事務局からの連絡事項